

令和4年1月28日
消 費 者 庁

特定商取引法に基づく行政処分について

九州経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた九州経済産業局長が実施したものです。

2022年1月28日
九州経済産業局

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する業務停止命令（3か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する業務禁止命令（3か月）について

- 九州経済産業局は、屋根瓦及び漆喰の修理等に係る役務の提供を行う訪問販売業者である株式会社大淀技研（本社所在地：宮崎県宮崎市）（以下「大淀技研」といいます。）に対し、令和4年1月27日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年1月28日から令和4年4月27日までの3か月間、訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- 併せて、九州経済産業局は、大淀技研に対し、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。
- また、九州経済産業局は、大淀技研の代表取締役である山本直哉に対し、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づき、令和4年1月28日から令和4年4月27日までの3か月間、同社に対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社大淀技研（法人番号：2350001013476）
- (2) 所 在 地：宮崎県宮崎市大工一丁目11番14号アクアマリンコーポ201
- (3) 代 表 者：代表取締役 山本 直哉（やまもと なおや）
- (4) 設 立：平成27年6月22日
- (5) 資 本 金：300万円
- (6) 取引類型：訪問販売

（7）取扱役務：屋根瓦及び漆喰の修理等

2 特定商取引法の規定に違反する行為

- （1）氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の名称の不明示）
(特定商取引法第3条)
- （2）役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘行為（特定商取引法第3条の2第2項）
- （3）書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（特定商取引法第5条第1項）
- （4）役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項）

3 大淀技研に対する業務停止命令及び指示の詳細は別紙1、山本直哉に対する業務禁止命令の詳細は別紙2のとおりです。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下を御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社大淀技研に対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社大淀技研（以下「大淀技研」という。）は、営業所等以外の場所である消費者宅において、屋根瓦及び漆喰等の修理に係る役務（以下「本件役務」という。）を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）を締結していることから、同社が行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

大淀技研は、令和4年1月28日から令和4年4月27日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 大淀技研が行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ 大淀技研が行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ 大淀技研が行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

ア 大淀技研は、特定商取引法第3条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為、同法第3条の2第2項の規定により禁止される契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘行為、同法第5条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び同法第6条第1項の規定により禁止される顧客が当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項につき不実のことを告げる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これを大淀技研の役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ 大淀技研は、訪問販売により、本件役務提供契約を締結しているところ、令和2年10月1日から令和4年1月27日までの間に、同社との間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、九州経済産業局のウェブサイト（<http://www.kyushu.meti.go.jp/>）に掲載され

る、同社に対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和4年2月28日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について九州経済産業局長宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証票及び通知文書を添付すること。）により報告すること。

なお、令和4年2月10日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ九州経済産業局長宛てに文書により報告し承認を得ること。

- （ア）前記（1）の業務停止命令の内容
- （イ）本指示の内容
- （ウ）下記4（4）の違反行為の内容

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

大淀技研は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、九州経済産業局は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

- （1）氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の名称の不明示）（特定商取引法第3条）

大淀技研は、遅くとも令和2年3月以降、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「こんにちは。今、〇〇（注：特定の氏）さんの所の屋根の工事をしてるんですけど。」、「上から見ると、お宅の瓦もヒビが入っているようでした。」、「向こうの通りの屋根工事を行ってるんですけど、その屋根から、この家の屋根瓦が割れてるのが見えました。」、「こんにちは、こんにちは。お母さんの家、屋根の漆喰が悪いみたいですよ。」などと告げるのみで、同社の名称を告げていない。

- （2）役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘行為（特定商取引法第3条の2第2項）

大淀技研は、遅くとも令和2年3月以降、「いつもお願いしている瓦屋さんがいるので、結構です。」、「うちはしなくて大丈夫ですから。主任を呼ばれても工事はしませんけど。」、「瓦が浮いていても、瓦の下にはルーフィングがしてあるから、雨漏りはしないんですよ。だいたい30万もする工事なんてそんな高い工事しませんよ。」などと訪問販売に係る本件役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、「今から主任に連絡を取って見積りさせますから。」、「主任を呼んできます。」、「でも、屋根瓦が浮いてるから、瓦はペラペラと飛ん

でいきますよ。そうなったら、補修工事どころか屋根の葺き替え工事をしないといけなくなる。お金がもっとかかりますよ。」などと告げて、引き続き本件役務提供契約の締結について勧誘をしている。

(3) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（特定商取引法第5条第1項）

大淀技研は、遅くとも令和2年3月以降、営業所等以外の場所である消費者宅において、本件役務提供契約を締結した際、消費者に対し本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を交付しているが、当該書面に、特定商取引法第5条第1項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第5条第2項が記載を義務付ける書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載していない。

(4) 役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項）

大淀技研は、遅くとも令和2年10月以降、訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、勧誘の相手方である消費者宅の屋根瓦に修理を必要とする不具合が生じていないにもかかわらず、当該消費者に対し、「今、隣の屋根の修理をしていたらお宅の瓦が見えて、軒の瓦がずれていました。上を見てください。ちょっと瓦が出てるとこ。そこがずり落ちかけてます。それが2階から見えました。」、「あそこの瓦が落ちかけています。瓦止めが必要です。このままにしておくと瓦が落ちて、周りに迷惑がかかりますよ。」、

「瓦が割れていますよ。このままでは瓦が落ちてきて危ないです。このままにしておくと、雨漏りがします。瓦の割れている部分から水が入り込んで、瓦の内側やその周り一帯がだめになってしまいます。」などと、あたかも当該消費者宅の屋根瓦に修理を必要とする不具合が生じているかのように告げている。

5 事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘行為）

大淀技研の従業員乙は、令和2年3月下旬、消費者A宅を訪問し、Aに対し、「こんにちは。今、〇〇（注：特定の氏）さんの所の屋根の工事をしてるんですけど。」「上から見ると、お宅の瓦もヒビが入っているようでした。今日だったら、材料も残っているので、すぐに出来ますよ。」などと告げたのみで、同社の名称を告げずに本件役務提供契約の締結について勧誘を開始した。

Aは乙に対し、「いつもお願いしている瓦屋さんがいるので、結構です。そこに電話して聞いてみます。」と言い、本件役務提供契約を締結しない旨の意思を表示したが、乙は「今から主任に連絡を取って見積りさせますから。」と告げ、続けて本件役

務提供契約について勧誘をした。その結果、同日、Aは大淀技研と本件役務提供契約を締結した。

【事例 2】（氏名等の明示義務に違反する行為、役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項につき不実のことを告げる行為）

大淀技研の従業員Yは、令和2年10月上旬、消費者B宅を訪問し、Bに対し、「向こうの通りの屋根工事を行ってるんですけど、その屋根から、この家の屋根瓦が割れてるのが見えました。」、「ちょっと、屋根、見せてもらっていいですか。」などと告げるのみで、同社の名称を告げずに本件役務提供契約の締結について勧誘を開始した。

YはBの了承を得て、B宅の屋根を点検した後、Bに対し、「瓦が割れていますよ。このままでは瓦が落ちてきて危ないです。このままにしておくと、雨漏りがします。瓦の割れている部分から水が入り込んで、瓦の内側やその周り一帯がだめになってしまいます。そうなると、今の修理ではとても済まなくなりますよ。修理代がものすごくかかるようになってしまいます。」などと、あたかも屋根瓦に修理を必要とする不具合が生じているかのように告げた。その結果、同日、Bは大淀技研と本件役務提供契約を締結した。

【事例 3】（氏名等の明示義務に違反する行為、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘行為）

大淀技研の従業員Xは、令和3年4月中旬、消費者C宅を訪問し、Cに対し、「こんにちは、こんにちは。お母さんの家、屋根の漆喰が悪いみたいですよ。」、「この近所の〇〇（注：特定の氏）さんのお宅で工事をしているんですけど、そこからお母さんの家の屋根が見えました。漆喰が悪くなってるみたいですよ。ちょっと、うちの主任を呼んできます。少し一緒にお話ししましょう。」などと告げたのみで、同社の名称を告げずに本件役務提供契約の締結について勧誘を開始した。

CはXに対し、「うちはしなくて大丈夫ですから。主任を呼ばれても工事はしませんけど。」と言い、本件役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した。しかし、XはCに対し、「主任を呼んできます。」と告げた上、Xが呼び寄せた従業員WがCに対し、「屋根に上って見てあげますからね。」などと告げ、続けて本件役務提供契約について勧誘をした。その結果、同日、Cは大淀技研と本件役務提供契約を締結した。

【事例 4】（役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘行為）

大淀技研の従業員Vは、令和2年8月下旬、消費者D宅を訪問し、「瓦が浮いてるのが見えました。」、「瓦が外れたら雨漏りします。」、「今日の夕方から雨が降るみ

たいやから、やっとったほうがいい。金額は30万円くらいかかる。」などと告げて、本件役務提供契約の締結について勧誘を行った。

親族が大工であったことから、屋根瓦について一定の知識があるDは、Vに対し、「瓦が浮いていても、瓦の下にはルーフィングがしてあるから、雨漏りはしないんですよ。だいたい30万もする工事なんてそんな高い工事しませんよ。」と言つて、本件役務提供契約を締結しない旨の意思を表示したが、Vは「でも、屋根瓦が浮いてるから、瓦はペラペラと飛んでいきますよ。そうなったら、補修工事どころか屋根の葺き替え工事をしないといけなくなる。お金がもっとかかりますよ。」と告げ、続けて本件役務提供契約の締結について勧誘をした。その結果、同日、Dは大淀技研と本件役務提供契約を締結した。

【事例5】（役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項につき不実のことを告げる行為）

大淀技研の従業員Uは、令和2年11月中旬、消費者E宅において、本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、Eに対し、「今、隣の屋根の修理をしていたらお宅の瓦が見えて、軒の瓦がずれていました。上を見てください。ちょっと瓦が出てるところ。そこがずり落ちかけてます。それが2階から見えました。」、「あそこです。あそこが落ちかけています。このままにしていたら瓦が落ちてきます。」などと告げた上、玄関先に出てきたEの配偶者Fに対しても、「あそここの瓦が落ちかけています。瓦止めが必要です。このままにしておくと瓦が落ちて、周りに迷惑がかかりますよ。」などと、あたかも屋根瓦の修理を必要とする不具合が生じているかのように告げた。その結果、同日、EはFの名義で大淀技研と本件役務提供契約を締結した。

山本 直哉に対する行政処分の概要

1 名宛人

山本 直哉（やまもと なおや）（以下「山本」という。）

2 処分の内容

山本が、令和4年1月28日から令和4年4月27日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社大淀技研（以下「大淀技研」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 山本は、大淀技研の代表取締役であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。